

と考えられる。松本城下町で確認された上野砦の集積遺構は、生産地から消費地へと向かう物流の中継的な状況を明確に示すものである。上野砦を扱う問屋の存在は文献史料にも見え、問屋を起点に物が動くことを明確に示す事例として、考古学的にも極めて重要な事例といえる。

ではこの事例はどう評価できるであろうか。松本の上野砦問屋が、生産地と消費地との間に存在することは間違いない。その意味では「集散地遺跡（この場合、「集散地点」となるが）」と認識できる。しかしその位相は、流通の発端（集荷）から末端（消費直前）までの振幅があり、流動的である。松本の上野砦問屋に集められた上野砦が複数生産地からのものか、複数商人が関与しているのかどうか、この上野砦問屋からさらなる卸売りや小売りがあるのか、松本城下町を中心にどの程度のエリアに流通していたもののかなど、多くの課題が残されている。

松本城下町の上野砦問屋の事例を見てきたが、これはその他の考古資料から分析される場合も基本的に同じである。「集散地」の検討は、単独の遺跡やモノから出発する。しかしその後は、より広範囲な地域や遺跡群との関係を見ていくことで本来の意味を見いだせるのではないだろうか。

おわりに

考古資料や遺跡を素材とした流通の研究は、分布論という点では考古学の成立と同じぐらいの長い歴史を持つが、その方法論に関する検討はあまり深化していないのが現状だと思われる。色々な方法論を模索しつつ、概念整理が必要である。「集散地遺跡」も概念のひとつである。そういった概念の妥当性も含め、真摯な議論がなされる必要があるだろう。今回の「学融合」を目指した総合研究は、まさにうってつけの場と認識している。

さいごに、歴史地理学で提示されている視角を紹介しておきたい。藤田裕嗣氏は近江五箇商人に関する文献を検討する中で、流通に関するいくつかのパターンを見いだしている（藤田「流通システムからみた中世農村における市場の機能」『人文地理』38-4 1986年）。モノの動きには、おそらくは藤田氏が提示したような複雑なあり方を内包しているのであろうが、考古学的に観察できるのは、そのモノが最終的に遺棄された状況でしかない。藤田氏が提示したような研究に対して、考古学からいかなる回答が可能なのか、「学融合」という場であるからこそ、そういった問題にも無関心ではいられないと認識している。

歴史地理学における資料と資料批判

堀 健彦（新潟大学人文学部）

はじめに

明治期以来、過去の景観や形態を比定・復原することは、歴史地理学にとって、重要な使命の一つとして存在してきた。このような認識は、歴史地理学者のみならず、隣接する科学、例えば文献史学者や考古学者からも度々、期待とともに示されるものであり、他方、歴史地理学にとっても隣接科学に伍して自らの地歩を固める上で重要な主張でもあった。もともと、現在の歴史地理学は、欧米の歴史地理学の影響を受けつつ、より多様な関心を抱くようになっており、必ずしも景観や形態復原にのみ専心している訳ではない。また、隣接科学も1980年代以降、歴史地理学の関心と方法論を摂取して、自ら景観や形態の復原を重視した研究を行ってきており、学問間の垣根は低くなる傾向にある。

しかしながら、それにもかかわらず、景観・形態の復原は、歴史地理学にとって中心的な関心のひとつであり、地名、地図（地形図、地籍図、絵図など）、資料写真、空中写真、文献資料、発掘データ、

地形、地割、民俗、伝承などといった、歴史地理学がかつて使用してきた景観・形態復原の手がかりとなる諸資料の中の幾つかについては、その性格と取り扱いについて、未だ一日の長が存在するものもあると思われる。

ここでは、そのうちの幾つかについて、簡単に見通しを述べ、中世考古学における学融合へ進む上での注意すべき点を示して行きたい。

### 1 地籍図

明治初期に全国的に作成された地籍図とは、地割形態と小字地名、地目が記載された資料である。地籍図の中世考古学における利用法の一例として、例えば、中世城館を比定・復原する際に、堀跡の形の地割や、城に関連するような小字地名、堀の部分が水田であるのに対して城部分が畑であるといった地目の違いが、重要な手がかりとなる。このような視角と手法は、現在では、歴史地理学が独占するものではなく、広く考古学や文献史学の研究者にも馴染みのものであろう。

ただし、注意しておきたいのは、地籍図に掲載されている小字地名は、明治期に多くあった呼称から、地籍図作成者が採用したものに過ぎない。通称地名と呼ばれる、公式に採用された地名以外の、その土地に住む人々によって語り継がれてきた地名については、近年の中世荘園の精緻な調査において記録収集の対象となっているが、それらは、地籍図に採用されなかった地名である。さらに、小字地名の範囲も明治期の地籍図作成にあたって公的に確定されたものに過ぎず、江戸期の検地帳に同じ小字地名が見えても範囲・面積が大きく異なることは珍しくない。最後に、地目であるが、これは土地利用と混同しないよう注意する必要がある。明治政府が税金賦課のために作成した地籍図に記載された地目は、税金の額を設定するために設定していく必要があったものに過ぎない。すなわち、実態としての土地利用と地目は一致するケースもあれば、異なるケースもあり、単純に同一視するには問題がある。

地籍図は、第二次大戦後の空中写真しかない日本の大半の地域において、広面積をカバーする資料であり、貴重なものであるが、資料の性格を十分に踏まえた上で使用する必要がある。

### 2 検地帳

検地帳も小字地名や地目の情報を含む資料である。検地帳も税賦課のための資料であり、取り扱いにおいて地籍図とは類似する。検地帳はすべての地域で残存している訳ではないが、中世考古学の発掘調査等では、近代の地籍図よりも、より中世に近いことから考えても、もっと注目されてしかるべき資料であると言えよう。

### 3 地誌

近世後期には、名所案内・紀行文の域を超えた、本格的な地理書というべきような地誌が日本各地で作成されている。例えば、文化6年(1809)の『新編会津風土記』は藩の面目を賭けて為政者が作成した地誌の例であり、寺泊の医師である丸山元純が宝暦6年(1756)に編述した『越後名寄』は個人の篤学者による地誌の例である。

このような地誌には、旧跡についての様々な情報が書き記されている。なかんずく『新編会津風土記』は中世城館についての記載が極めて詳細になされており、価値が高い。ただし、その記述内容の位置づけにはいささか注意が必要である。

第一に、『新編会津風土記』のような著作は、地域に存在していた資料や伝承をまとめた報告書という位置づけを行うよりも、一步、踏み込んで、江戸期の考証学に立脚し、旧跡についての作成者の見解に基づいて情報を提示した、現代で言うところの歴史地理学的な成果として位置づける方が相応しい。それゆえ、『新編会津風土記』の内容を吟味する際は、研究論文に対するのと同様の吟味が必要

であろう。

第二に、伝承が創造された可能性についても注意しておきたい。会津藩は、寛文6年(1666)の『会津風土記』など、度々、領内において修史事業を行っており、歴史に対する意識が極めて高い地域であった。そのような歴史意識の高まりは、遺跡の保護という点で大きな寄与があったと考えられる一方、自分たちの住む地域について、過去にあった出来事のうち、名誉となる事柄を中心とした過去の顕彰とさらには過去の創造へと進む可能性を孕む。例えば会津であれば、蘆名氏や伊達氏といった郷土の誉れとなりうるような事柄に、本来は無関係の事柄も関連づけられて語られることも起こりうるということに十分留意しておく必要がある。

おわりに

以上、覚え書きのごとく、気づく点を書き留めてみた。これ以外にも、例えば、明治期の地形図をそのまま利用して、古い時代について議論する傾向についても、同様の資料批判が必要であると言えるが、今回の議論で不十分であった点も含めて、他日、論じたい。

#### [編集後記]

矢田・竹内・高桑・原・浅倉・仁木氏の文章は、11月3日、新潟大学で開催された第2回中世考古学のための日本中世・近世初期文献研究会(略称:中世考古学文献研究会)の報告要旨をそれぞれの方に執筆し直していただいたものです。中井・伊藤・堀氏の文章は寄稿いただいたものです。

第3回中世考古学文献研究会も本年の11月3日に新潟大学で開催する予定です。テーマは、「中世前期阿賀野川流域(新潟県・福島県)の領主と城館」(仮題)でおこなおうと考えています。

発行 中世考古学文献研究会(文部科学省科研特定領域研究「中世考古学の総合的研究—学融合を目指した新領域の創生—」B:学融合方法研究部門B01学融合方法論研究(人文科学系)B01-1「中世考古学のための日本中世・近世初期文献研究」グループ)

事務局 〒950-2181 新潟市五十嵐2-8050  
新潟大学人文学部 矢田俊文研究室